

こぐれ つよし オリーブオイルのソムリエ 小暮剛氏の講演会を開催 入場無料

市が進めている「オリーブの島づくり」にあわせて、オリーブオイルソムリエの小暮剛氏による講演会を開催します。天草の食材が主役のオリーブ料理やオリーブの効能、オリーブを使った学校給食や食育など、本市の新しい特産品となるオリーブを知る良い機会です。

多くの皆様のご来場をお待ちしております。

■と き=11月21日④ 午前11時から午後0時30分まで。

■ところ=五和町コミュニティセンター。

■演 題=「地元天草食材が主役の和風オリーブオイルクッキングでヘルシーに！」

■講 師=小暮剛氏(出張料理人・料理研究家・オリーブオイルのソムリエ)。

【問い合わせ先】五和まちづくり協議会事務局(五和支所・総務振興課内)



▲「情熱大陸(TBS放送)」にも出演された小暮剛氏

天草文化交流館製作体験講座

「しめ縄」づくり体験講座の参加者を募集します

▶と き=12月11日④ ①9:30~②13:30~。

▶ところ=天草文化交流館。

▶対 象=市内に在住している人。

▶定 員=①②各10人(先着順)。

▶参加料=500円。

▶申込方法=電話またはFAX(住所、氏名、電話番号を記入)で、11月28日④までに天草文化交流館 ☎・FAX②5665へお申し込み



ください。

※参加料は当日徴収します。

▶準備するもの=作業がしやすいように、長そでシャツを着用してきてください。



【問い合わせ先】天草文化交流館 ☎②5665

特設人権相談所を開設します

人権週間…12月4日④~同10日⑤

各地区の人権擁護委員の皆さんが、人権問題や家庭問題、金銭問題などの相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

◆特設人権相談所開設日程

とき	ところ
12月 4日④	御所浦島開発総合センター
12月 7日④	牛深総合センター
	宮田公民館(倉岳町)
	栖本福祉会館
12月 8日④	新和町民センター
	天草支所
12月10日⑤	一町田公民館(河浦町)
	天草中央保健福祉センター
	有明老人福祉センター
	五和町コミュニティセンター

※時間はいずれも午前10時から午後3時まで。

【問い合わせ先】天草人権擁護委員協議会(熊本地方法務局・天草支局内) ☎②2467

■人権擁護委員の仕事は

- 常設相談所・特設相談所において、面談または電話による人権相談に応じます。
- もし人権を侵された人がいた場合には、相談相手になって救済の手続きをします。
- 市民一人ひとりの人権意識を高めるため、さまざまな人権啓発活動を行っています。



コミュニティ助成事業を活用しました



宝くじは、広く社会に役立てられています。

倉岳町の棚底獅子舞保存会では、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業を利用して、保存会で使用する備品(獅子頭、篠笛、銅鑼など)を購入しました。

今後、今まで約190年以上続いてきた地域の伝統芸能の保存と継承に活用されます。

この事業は、宝くじ普及広報事業費を財源として、同センターが助成決定を行うもので、コミュニティの健全な発展を図ることを目的としています。



▲今回購入した棚底獅子舞で使用する備品

【問い合わせ先】本庁・地域振興課
コミュニティ推進係(内線1343)

非常勤職員を募集します!

- 職 種=介護保険要介護認定訪問調査員。
- 勤務場所=本庁・高齢者支援課または牛深支所。
- 予定人員=4人程度。
- 業務内容=訪問、聞き取り調査など。
- 応募資格=看護師、准看護師または介護支援専門員の資格を持ち、実務経験3年以上で、普通自動車の運転免許を取得している人。
- 雇用期間=平成23年4月1日から同24年3月31日まで。
- 勤務時間=月~金曜日(祝日を除く)のうち4日間(週30時間)。
- 報酬(月額)=13万3,700円。
- 試験内容=面接。
- 試験日時=12月20日④午前9時30分から。
- 試験場所=本庁3階・第1会議室。
- 申込期限=12月15日④(必着)。
- 申込方法=市販の履歴書に必要な事項、勤務場所の第1・2希望を記入し、資格免許状と運転免許証の写しを添えて、〒863-8631(住所記載不要)天草市役所・高齢者支援課へ郵送または持参してください。



【問い合わせ先】
本庁・高齢者支援課介護認定係(内線1194)

父子家庭の「児童扶養手当」の申請は11月30日④までに!

児童扶養手当の制度改正により、8月1日から父子家庭にも同手当が支給されるようになりました。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(児童に一定以上の障がいがある場合は20歳未満)にある児童を父が監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

手当を受給するためには、申請手続きが必要です。支給要件に該当しているかについては、父と面談のうえ申請書をお渡します。対象と思われる人は必ず11月30日④までに申請してください。

支給要件とは、①父母が婚姻を解消した児童(事実婚含む)②母が死亡した児童(遺族年金などを受給できない場合)③母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童④母の生死が明らかでない児童⑤その他(母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)。受給者または児童が公的年金や遺族補償を受けることができるとき、または、児童

が父または母に支給される公的年金の加算対象になっている場合は、児童扶養手当の支給対象になりません。

申請時期については、以下のとおりです。

- 7月31日までに支給要件に該当している人は、11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
 - 8月1日から11月30日までに支給要件に該当した人は、11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- ※いずれも11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】
本庁・子育て支援課子ども福祉係(内線1174)
牛深支所・保健福祉課福祉係/その他の支所・市民生活課保健福祉係